

数理学府における障害・疾患のある学生に対する入学後の 修学支援の流れについて

1. 相談体制

障害・疾患のある学生から修学上の配慮・支援の相談を受けた教職員等は、その相談内容に応じ対応を行うが、個別の対応・判断が困難な場合には、相談窓口となるキャンパスライフ・健康支援センター（コミュニケーション・バリアフリー支援室、健康相談室、学生相談室、学生支援コーディネーター室）に相談する。

2. 数理学府における合理的配慮の協議

配慮・支援要望書を受理した数理学府長（以下、学府長という。）は、指導教員等（指導教員のほか必要に応じて関係教員を加えることができる。以下に同じ。）へ要望内容を通知する。

指導教員等並びに理学部等事務部学生係は、合理的配慮の協議に必要な当該学生に関する基礎情報、および留意事項等を共有するため、キャンパスライフ・健康支援センター（面接対応者等）に相談する。その上で、配慮・支援要望書の外、これらの基礎情報等を基に指導教員等は、学府における合理的配慮の内容について協議する。

なお、授業科目・試験等に関する配慮・支援の具体的内容は、各授業科目の教育目標や教育方法等に則して、担当教員の判断を踏まえ協議するものとする。

学府長は、指導教員等が協議した配慮・支援内容について、教務委員会へ審議を依頼する。教務委員会より審議結果の報告を受けた学府長は配慮・支援内容を決定し、学府運営委員会及び教授会へ報告する。

また、合理的配慮の協議において、下記の事項についても留意する。

- ・数理学府のみでの対応が困難な事案については障害者支援推進担当理事（学生支援課）に相談する。
- ・要望した学生が他学府所属の場合は、学生の所属学府学生担当係と情報共有に努める。

3. 配慮・支援内容の通知

学府長は、決定した配慮・支援内容について、学府長名義で「配慮・支援依頼文」により、配慮・支援の内容を作成し、面接対応者に確認を求める。

面接対応者の確認後、指導教員等へ通知し、配慮・支援を依頼する。また、併せて、当該学生へも配慮・支援内容を通知する。

4. 配慮・支援の実施

当該学生から支援にあたり各授業科目、または支援内容について相談・要望等があった場合は、指導教員等を中心に個別に対応していく。

指導教員等は、配慮・支援実施にあたって必要な準備等がある場合は、学府長もしくは理学部等事務部と協議する。

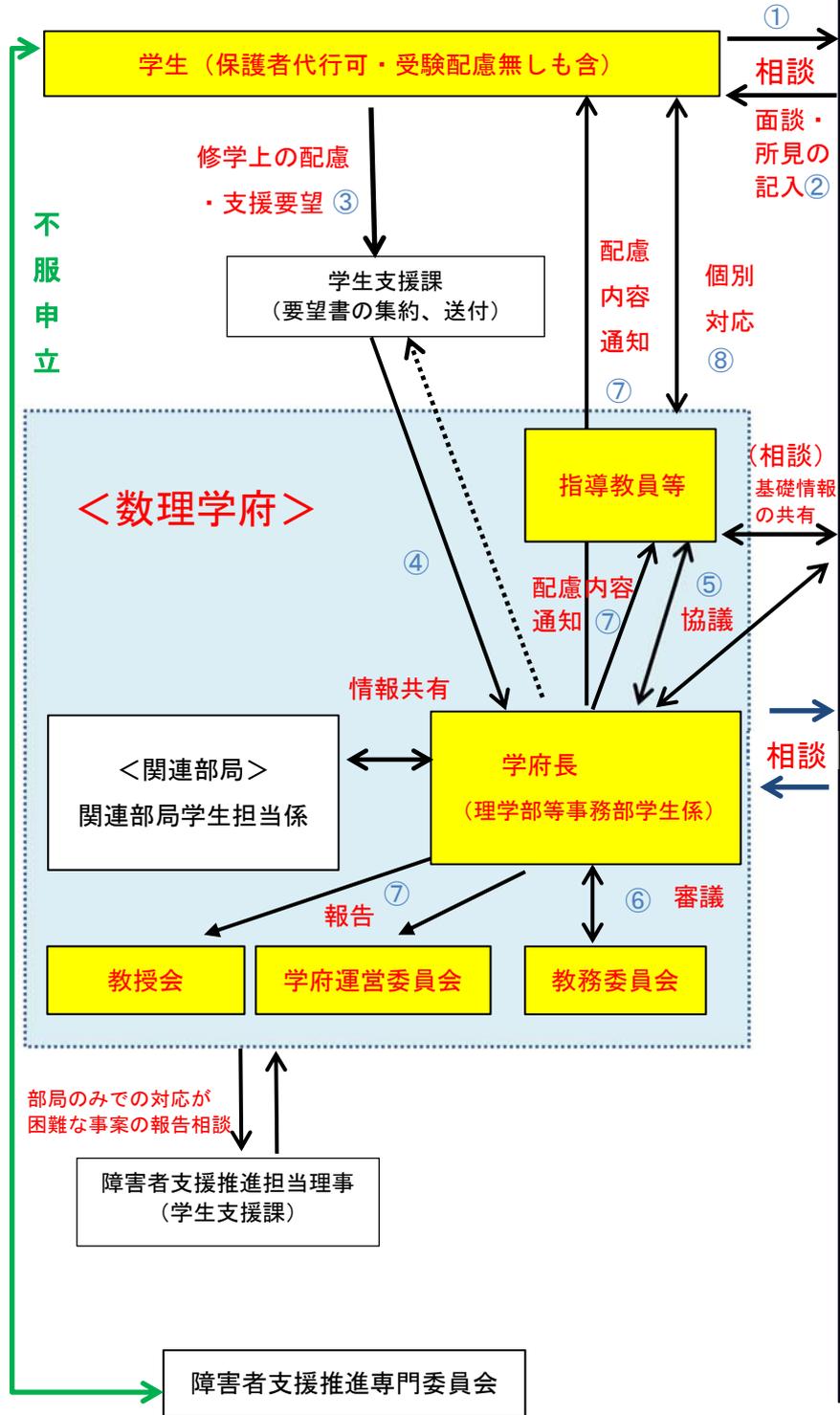
※ 配慮・支援の検討、実施にあたっては、適宜、キャンパスライフ・健康支援センターに相談するものとする。

数理学府における障害・疾患のある学生に対する修学支援の流れ

入学前



入学後



キャンパスライフ・健康支援センター

* 障害種、配慮内容により、関連するところへつなぐ

* 相談窓口
 →コミュニケーション・バリアフリー支援室
 →健康相談室
 →学生相談室
 →学生支援コーディネーター室